



社援総発 0622 第 1 号  
障企発 0622 第 1 号  
老総発 0622 第 1 号  
平成 24 年 6 月 22 日

関西電力、北海道電力、四国電力及び九州電力から電力供給される

各 (道府県  
指定都市  
中核市) 民生主管部局長 殿

厚生労働省

社会・援護局総務課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老健局総務課長

社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた  
対応について

今夏の電力需給対策に伴う対応準備については、特段のご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

5月18日に発表された「今夏の電力需給対策について（政府の電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会議決定）」においては、計画停電は実施しないことが原則とされておりますが、大規模な電源の脱落等万が一に備えて、関西電力、北海道電力、四国電力及び九州電力管内（以下「4電力管内」という。）については計画停電の準備を進めておくこととされております。（平成24年5月29日付厚生労働省4課長通知参照）

厚生労働省では、4電力管内の道府県・指定都市・中核市を通じて、人工呼吸器による呼吸器管理等が必要不可欠であり、計画停電が生じた場合、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある者が入所している社会福祉施設等について調査し、計画停電の影響の緩和措置が必要な施設とし

て経済産業省資源エネルギー庁に対し要請いたしました（別添1）。これに対し、同庁からは、①緩和措置の対象施設は限定的なものであり、社会福祉施設については緩和措置の対象に含めることについて電力会社への要請は原則として行わない方針であること、②電力会社に対し、電源車の派遣や小型発電機の貸出等に関する相談窓口を設置し、可能な限り対応するよう指導するとの回答を受けているところです（別添2）。

ついては、入所者等の生命・健康に支障が生じないように、計画停電に備えて下記の準備を進めるよう社会福祉施設等に対して周知をお願いいたします。併せて、貴職におかれましては、管内の社会福祉施設等における入所者等の状況把握及び社会福祉施設等からの緊急時の相談連絡体制を準備していただくとともに、社会福祉施設等が行う下記の準備では十分対応できず、計画停電の緩和措置の対象となっている医療機関（追って公表予定）への入所者の移送が必要と考えられる場合には、受入れが可能な医療機関の確保、移送手段等についての検討を進められるよう、お願いいたします。

また、本日開催された「電力需給に関する検討会合・エネルギー環境会議合同会合」において、今夏の節電目標の改定方針、セーフティーネットとしての計画停電について等が公表されておりますのでご確認いただきますようお願いいたします（「セーフティーネットとしての計画停電について」は別添3参照。その他については、次のウェブサイトを参照。エネルギー・環境会議：<http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01.html> 電力需給に関する検討会合：[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity\\_supply/index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/index.html)）。

なお、政府から電力需給逼迫警報（第1報）が発令された場合には、厚生労働省からも各道府県・指定都市・中核市の所管課にお知らせを予定しております。電力需給逼迫警報（第1報）が発令された場合には、貴管内の社会福祉施設等に対し、必要に応じて電話連絡するなど、その旨を周知していただくようお願いいたします。

## 記

1. 自家発電機（常用自家発電設備又は非常用自家発電設備（保安用））を有している施設については、装置の点検や燃料の確保等の準備を進めるようお願いいたします。
2. 停電時における医療機器の取扱方法を前もって確認し、停電解消時に速やかに復旧できるよう対応をお願いします。特に人工呼吸器等の医療機器を使用する入所者への対応については、主治医等（配置医を含む。）に相談のうえ、

必要に応じて医療機器製造販売業者と連携しつつ、適宜以下に例示する準備を進めるようお願いします。

- ・ 人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
- ・ 酸素濃縮装置を使用している入所者に対する必要な酸素ポンペの準備と使用方法の再確認
- ・ 停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認 等

3. 計画停電により、水道や都市ガスが止まるおそれがあるので、計画停電時における水道や都市ガスの状況については、契約の水道局やガス会社等に確認するとともに、止まるおそれがある場合は、十分な貯水をする、代替燃料を確保する等、適宜対応をお願いします。

別添1

老高発0613第1号  
障障発0613第1号  
平成24年6月13日

経済産業省資源エネルギー庁電力ガス事業部政策課長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長



社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課長



計画停電における影響の緩和が必要な施設に関する要望について

標記については、平成24年5月22日付け貴職からの依頼に基づき、過日、高齢者関係施設及び障害福祉関係施設に対する調査を都道府県等を通じて行い、「人工呼吸器による呼吸器管理等が必要不可欠であり、停電が生じた場合、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれのある者が入所している施設」（要緩和施設）のリストを提出したところであります。

これに対し貴職からは、自家発電機保有施設については自家発電機による対応、それ以外の施設については、在宅で人工呼吸器を使用する方と同様の対応という旨のご回答があったところですが、要緩和施設の中には、自家発電機の容量では賄えない場合、生命の危険等に重大な影響を及ぼすおそれのある者が多数おり、容易に移動できない場合など、対応が困難となることが予想されます。

これを確認するためには、要緩和施設に対する再度の調査が必要になりますが、施設数も多数であり時間的な制約があることから、個々の施設が置かれている状況（自家発電機の容量、影響が及ぶおそれのある者の人数、状況等、当該施設の通電施設からの距離等地理的条件）を把握することは極めて困難であり、併せて入所者の状況は日々変化しており、一時点をとらえて判断することは危険であります。

以上のことから、人命の確保を最優先とし、計画停電時における影響を最小限とするため、下記のとおりに対応を要望するとともに、その対応策について、文書にて速やかにご回答いただきますよう、お願いいたします。

## 記

1. 政府において把握した要緩和施設の状況を踏まえたうえで、緩和対象として電力会社に要請するか否かを判断すること。
2. 緩和対象とならなかった施設に対しては、当該施設の状況を考慮のうえ、電源車の派遣や小型発電機の貸出し等の必要な電源確保策を各電力会社に指導すること。

別添2

経済産業省

平成24年6月22日

厚生労働省老健局高齢者支援課長

社会・援護局障害保険福祉部 障害福祉課長

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部政策課長



計画停電における影響の緩和が必要な施設に関する要望に対する回答  
について

平成24年6月13日付け老高発第0613第1号及び障障発0613第1号をも  
って要望があった件については、別紙のとおり回答します。

## 記

1. 政府において把握した要緩和施設の状況を踏まえたうえで、緩和対象として電力会社に要請するか否かを判断すること。

計画停電は不実施が原則ですが、万が一に備えたセーフティーネットとして、計画停電の準備を進めております。特に、計画停電時における影響を最小限とするため、緊急かつ直接的に人命に関わる医療機関等を対象に、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和する措置を講じる予定です。今夏に予想される逼迫した電力需給の中で、計画停電の時間・回数が過大になることを避けるため、この緩和措置の対象施設は極力限定的なものとしていただいております。具体的には、例えば医療機関についても、すべての病院にまで対象を広げることにはできず、原則として救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院に限る方針で検討しております。

高齢者関係施設及び障害福祉関係施設に関しては、厚生労働省から、「人工呼吸器による呼吸器管理等が必要不可欠であり、停電が生じた場合、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれのある者が入所している施設」であるという情報をいただいておりますが、上記のような制約を踏まえ、これら施設については在宅で人工呼吸器を使用する方と同様の対応とし、緩和措置の対象に含めることについて、電力会社への要請は原則として行わない方針です。

こうした施設に入所されている人工呼吸器等を使用しておられる方は、近隣の緩和措置対象の病院への一時避難、自家発電設備の使用、下記の支援策の活用などにより、人命に関わる事態を避けていただけますよう、お願いいたします。なお、昨夏に計画停電の準備を行った東京電力管内の場合と比較すると、地域による差はありますが、病院への計画停電中の通電をより幅広く行うことを検討しております。また、緊急のご相談については、国立病院機構等に緊急相談窓口を設置される予定ですので、同窓口にご相談いただけますようお願いいたします。

2. 緩和対象とならなかった施設に対しては、当該施設の状況を考慮のうえ、電源車の派遣や小型発電機の貸出し等の必要な電源確保策を各電力会社に指導すること。

緩和対象とならなかった施設に対しては、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼす事態を避けるため、電力会社に対して、電源車の派遣や小型電源の貸与等に関する相談窓口を設定し、可能な限り対応するよう指導いたします。加えて、電力会社に対し、計画停電時に通電される近隣の医療機関の情報の提供などを行うとともに、自治体等と連携して在宅で人工呼吸器を使用している患者の所在を把握し、可能な限り小型電源を貸与するよう、指導いたします。

## セーフティネットとしての計画停電について

平成24年6月22日  
電力需給に関する検討会合  
エネルギー・環境会議

計画停電は不実施が原則であるが、需給の状況が厳しい関西電力並びに北海道電力、四国電力及び九州電力に関して、気温の急激な上昇や大型発電機の計画外停止等が重なり、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫する場合など、万々に備えた計画停電の準備を進めている。

セーフティネットとしての計画停電の概要は、以下のとおり。この考え方を踏まえ、各電力会社で具体的な実施方法を策定する。

### 1. 計画停電の運用

#### (1) 停電時間

1回の停電時間を2時間程度にする。1日複数回の停電をできる限り避けるよう努めるが、現時点において、関西電力管内については1日2回となる可能性が想定される。

(注)新電力(特定規模電気事業者)から電力供給を受けている場合(自営線からの給電を除く)についても停電。

#### (2) 事前の公表

計画停電の月間カレンダー、グループ割り・サブグループ割り(※)を電力会社から公表(6月下旬までに)。

※各停電時間帯のグループを更に細かくサブグループに分割し、サブグループ単位で計画停電する地域を特定することによって、必要最小限の地域のみで停電を実施。

#### (3) 医療機関等に係る特例

①変電所の運用改善等によって、以下の施設について停電による影響をできる限り緩和する。自家用発電機を保有する施設に関しては、できる限り自家用発電機での対応をお願いする。

○医療機関(救命救急センター等の救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等)

○国の安全保障上極めて重要な施設

○国の主要な機関、道府県庁、道府県警察本部、消防本部等

上記のほか、技術的に可能な範囲で鉄道・航空、金融システム等についても通電。

②特高需要家(大規模な工場、研究機関等)は、技術的に可能な範囲で、大幅なピ



ークカット等を条件に、一定程度の連続操作が可能な形での計画停電等を実施。

- ③被災地(平成23年台風12号被災地の一部施設等)、防災(原子力発電所周辺30km圏内等)などへの配慮を行う。

#### (4)人工呼吸器等患者への対応、熱中症対策

在宅等で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対策として、①医療機関、訪問看護ステーション等への注意喚起、計画停電のスケジュール等の情報提供、②緊急相談窓口の設置、計画停電時に通電される近隣の医療機関等の施設の紹介、③電力会社による小型発電機の貸し出し等を行う。また、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

(注)昨夏の東京電力、東北電力の計画停電(未実施)との主な違いは、①東京23区は通電するなどの地区特例は設けていないこと、②防災、緊急時対応を強化していること(道府県庁、道府県警察本部、消防本部等への通電)。

## 2. 計画停電を実施する際の一般的な手順

前もって電源脱落等が予測できる限り、計画停電で対応する。

なお、突発的な電源脱落等の場合には、緊急的に一部のエリアが停電する可能性がある(この場合、上記1.(3)で影響緩和措置を講じた施設であっても停電する)。そのまま供給力不足が続く場合、予告した上で計画停電に移行する。

計画停電を実施する際の一般的な手順は以下を予定。

- ①他社から電力融通を受けても、需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日18時を目途に、政府から、当該電力会社管内に対し、「需給ひっ迫警報」を発令。
- ②当日朝9時を目途に政府から「需給ひっ迫警報(続報)」を発令。その後も需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、続報を発令。
- ③引き続き、需給のひっ迫状況が解消されない場合、電力需給がひっ迫し、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。
- ④引き続き、需給ひっ迫状況が解消されず、最大限の融通を受けても供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表。

(注)大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、「需給ひっ迫警報」や「緊急速報メール」を発信することなく計画停電を実施する可能性がある。